

令和3年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案集

令和3年8月31日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 7 号	令和 2 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	……………	1
		令和 2 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書	……………	2～7
2.	承認第 7 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 5 号)〉	……………	8～18
3.	議案第 43 号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	……………	19～20
4.	議案第 44 号	かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	……………	21
5.	議案第 45 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 6 号)	……………	22～34
6.	議案第 46 号	令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	……………	35～41
7.	議案第 47 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	……………	42
8.	議案第 48 号	令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	43
9.	議案第 49 号	令和 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	44
10.	議案第 50 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	45

	令和2年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書	……………	46～61
11. 議案第51号	令和2年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	……………	62
12. 議案第52号	令和2年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	……………	63
	令和2年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書	……………	64～73
13. 議案第53号	令和2年度新治地方広域事務組合歳入歳出決算の認定について	……………	74
	令和2年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書	……………	75～82
14. 議案第54号	ごみ焼却施設等解体工事請負契約の締結について	……………	83

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	84～86
・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表	……………	(84～86)
かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表(第1条関係)	……………	(84)
かすみがうら市手数料条例 新旧対照表(第2条関係)	……………	(84～85)
かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表(第3条関係)	……………	(85～86)
・ かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表	……………	(86)

報告第7号

令和2年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.16)	— (18.16)	9.3 (25.0)	45.6 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。



令和 2 年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

令和 3 年 8 月 20 日

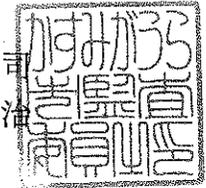
かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 83 号
令和 3 年 8 月 20 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕
かすみがうら市監査委員 加 固 豊



令和 2 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和2年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和3年8月5日

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

1 健全化判断比率審査

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.16
② 連結実質赤字比率	—	—	18.16
③ 実質公債費比率	9.3	9.5	25.0
④ 将来負担比率	45.6	57.7	350.0

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

① 実質赤字比率

令和2年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△4.77%（令和元年度△4.58%）となっており、早期健全化基準の13.16%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率

令和2年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△14.71%（令和元年度△14.12%）となっており、早期健全化基準の18.16%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率

令和2年度の実質公債費比率は9.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の9.5%と比較すると0.2ポイント減少している。

④ 将来負担比率

令和2年度の将来負担比率は、45.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の57.7%と比較すると12.1ポイント減少している。

2 資金不足比率審査

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和2年度	令和元年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

*資金不足額がないため「—」表示

令和2年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、ともに資金不足額もなく、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

第7 審査の意見

本市の健全化判断比率については早期健全化基準を下回っており、また、資金不足比率については資金不足額がなく経営健全化基準を下回っており良好な状態であるが、本市の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。

引き続き各指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和3年6月25日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
別紙のとおり

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対し、就労による自立等を図るため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するにあたって、早急な予算措置をするため令和3年度一般会計補正予算（第5号）により補正を行う。

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,842,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月25日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2,841,814	60,808	2,902,622
	2 国 庫 補 助 金	856,887	60,808	917,695
歳 入	合 計	19,782,026	60,808	19,842,834

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,418,388	60,808	6,479,196
	3 生 活 保 護 費	489,737	60,808	550,545
歳 出 合 計		19,782,026	60,808	19,842,834

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	0	39,200
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	0	41,900
11 地 方 交 付 税	3,750,000	0	3,750,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	2,841,814	60,808	2,902,622
16 県 支 出 金	1,519,964	0	1,519,964
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	29,904	0	29,904
19 繰 入 金	1,006,342	0	1,006,342
20 繰 越 金	270,229	0	270,229
21 諸 収 入	544,838	0	544,838

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	3,005,500	0	3,005,500
歳 入 合 計	19,782,026	60,808	19,842,834

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,028	0	143,028				
2 総 務 費	2,019,371	0	2,019,371				
3 民 生 費	6,418,388	60,808	6,479,196	60,808			
4 衛 生 費	1,849,529	0	1,849,529				
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	833,367	0	833,367				
7 商 工 費	859,174	0	859,174				
8 土 木 費	1,522,945	0	1,522,945				
9 消 防 費	881,334	0	881,334				
10 教 育 費	3,122,295	0	3,122,295				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	0	2,028,421				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,782,026	60,808	19,842,834	60,808			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	200,693	60,808	261,501	4 生活保護費補助金	60,808	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費補助金 60,480 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務費補助金 328
計	856,887	60,808	917,695			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総 務 費	86,238	60,808	147,046	60,808				3 職 員 手当等	300	05 生活保護困窮者自立支援事業 (政策) 3 時間外勤務手当 300 10 消耗品費 28 18 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 60,480
								10 需用費	28	
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	60,480	
計	489,737	60,808	550,545	60,808						

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	372 (20) 【 211】	【 304,833】	1,441,963	1,016,983 【 60,848】	2,458,946 【 365,681】	452,618 【 54,994】	2,911,564 【 420,675】
補正前	372 (20) 【 211】	【 304,833】	1,441,963	1,016,683 【 60,848】	2,458,646 【 365,681】	452,618 【 54,994】	2,911,264 【 420,675】
比 較				300	300		300

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
		補正後	44,032	330,265	245,006	20,948	25,542	71,060	3,286	51,590	2,297	23,685	5,392	186,517	5,344
補正前	44,032	330,265	245,006	20,948	25,542	70,760	3,286	51,590	2,297	23,685	5,392	186,517	5,344	2,019	
比 較						300									

議案第 4 3 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 3 1 日

かすみがうら市長 坪 井 透

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市個人情報保護条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第
1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 2 第 2 号中「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同
条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(かすみがうら市手数料条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市手数料条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 7 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する手数料の部を削る。

(かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年かすみがうら市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 4 4 号

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業給水条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「者（）」の次に「法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の更新を受けないことにより失効した者を除く。」を加える。

第 3 0 条第 1 号中「第 7 条第 1 項の指定」を「法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をするとき、又は法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の更新」に、同条第 2 号中「占用書類作成及び」を「道路占用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,121,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,902,622	18,631	2,921,253
	2 国庫補助金	917,695	18,631	936,326
16 県支出金		1,519,964	5,423	1,525,387
	2 県補助金	569,847	5,423	575,270
20 繰越金		270,229	43,396	313,625
	1 繰越金	270,229	43,396	313,625
21 諸収入		544,838	750	545,588
	5 雑入	505,095	750	505,845
22 市債		3,005,500	210,400	3,215,900
	1 市債	3,005,500	210,400	3,215,900
歳入合計		19,842,834	278,600	20,121,434

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,019,371	5,680	2,025,051
	1 総務管理費	1,628,737	5,680	1,634,417
3 民生費		6,479,196	4,020	6,483,216
	2 児童福祉費	2,747,306	4,020	2,751,326
4 衛生費		1,849,529	19,931	1,869,460
	1 保健衛生費	1,849,529	19,931	1,869,460
6 農林水産業費		833,367	21,642	855,009
	1 農業費	799,669	21,642	821,311
7 商工費		859,174	10,190	869,364
	1 商工費	859,174	10,190	869,364
8 土木費		1,522,945	△2,841	1,520,104
	1 土木管理費	112,858	△2,841	110,017
10 教育費		3,122,295	219,978	3,342,273
	2 小学校費	1,988,143	224,455	2,212,598
	5 保健体育費	257,465	△4,477	252,988
歳出合計		19,842,834	278,600	20,121,434

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	旧下大津小学校解体事業	136,345

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交流センターアクティビティ拠点倉庫整備事業債	8,400	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
旧下大津小学校解体事業債	202,000			
合 計	210,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	0	39,200
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	0	41,900
11 地 方 交 付 税	3,750,000	0	3,750,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	2,902,622	18,631	2,921,253
16 県 支 出 金	1,519,964	5,423	1,525,387
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	29,904	0	29,904
19 繰 入 金	1,006,342	0	1,006,342
20 繰 越 金	270,229	43,396	313,625
21 諸 収 入	544,838	750	545,588

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	3,005,500	210,400	3,215,900
歳 入 合 計	19,842,834	278,600	20,121,434

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,028	0	143,028				
2 総 務 費	2,019,371	5,680	2,025,051				5,680
3 民 生 費	6,479,196	4,020	6,483,216	2,723			1,297
4 衛 生 費	1,849,529	19,931	1,869,460	19,231			700
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	833,367	21,642	855,009	2,100		750	18,792
7 商 工 費	859,174	10,190	869,364		8,400		1,790
8 土 木 費	1,522,945	△2,841	1,520,104				△2,841
9 消 防 費	881,334	0	881,334				
10 教 育 費	3,122,295	219,978	3,342,273		202,000		17,978
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	0	2,028,421				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,842,834	278,600	20,121,434	24,054	210,400	750	43,396

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	261,501	100	261,601	6 母子家庭等対策 総合支援事業費 補助金	100	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	32,204	18,531	50,735	1 保健衛生費補助金	18,531	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	917,695	18,631	936,326			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	300,294	3,323	303,617	4 児童福祉費補助金	3,323	保育対策総合支援事業費補助金
4 農林水産業費 県補助金	144,102	2,100	146,202	1 農業費補助金	2,100	県単土地改良事業補助金 鳥獣被害防止促進補助金
計	569,847	5,423	575,270			1,500 600

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	270,229	43,396	313,625	1 繰越金	43,396	前年度繰越金
計	270,229	43,396	313,625			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑入	466,506	750	467,256	1 雑入	750	農業次世代人材投資資金経営開始型補助金返還金
計	505,095	750	505,845			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

6 教育債	932,200	202,000	1,134,200	4 旧下大津小学校 解体事業債	202,000	旧下大津小学校解体事業債
8 商工債	0	8,400	8,400	1 観光施設整備事業 債	8,400	交流センターアクティビティ拠点倉庫整備事業債
計	3,005,500	210,400	3,215,900			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
7 企画費	143,598	5,680	149,278				5,680	12 委託料	5,680	03 企画調整事業 (政策) 12 スマート I C 実施計画策定 業務委託	5,680 5,680
計	1,628,737	5,680	1,634,417				5,680				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	816,243	343	816,586	100			243	12 委託料 19 扶助費	209 134	05 児童手当支給事業 12 電子申請操作説明動画改修 業務委託	209 209
										06 母子父子福祉事業 (政策) 19 高等職業訓練促進給付金	134 134
3 保育所費	370,113	550	370,663				550	12 委託料	550	02 保育所事業 12 子ども子育て支援システム 改修委託	550 550
4 児童福祉施設費	979,127	3,127	982,254	2,623			504	18 負担金、補助及び交付金	3,127	04 民間保育所事業 (政策) 18 保育対策総合支援事業費補助金 18 保育士確保対策補助金 18 民間保育所補助金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	3,127 2,000 81 1,046
計	2,747,306	4,020	2,751,326	2,723			1,297				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	432,057	19,931	451,988	19,231			700	7 報償費	4,500	16 感染症対策事業 10 消耗品費	1,400 1,400		
								10 需用費	1,400				
								11 役務費	1,344			18 新型コロナウイルスワクチン接種事業 7 集団接種協力金 11 通信運搬費 12 相談体制等 (コールセンター) 設置委託 12 接種者情報等入力業務委託 12 ワクチン配送業務委託 12 新型コロナウイルスワクチン予防接種受診勧奨通知発送業務委託 13 集団接種会場使用料	18,531 4,500 1,344 8,239 3,202 241 687 318
								12 委託料	12,369				
								13 使用料及び賃借料	318				
計	1,849,529	19,931	1,869,460	19,231			700						

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 農業総務費	381,857	4,213	386,070				4,213	3 職員手当等 14 工事請負費	3,685 528	01 職員等人件費 3,685 3 住居手当 278 3 管理職手当 794 3 期末手当 1,473 3 勤勉手当 1,140 02 農村公園維持管理事業 528 14 既存建築物基礎等撤去工事 528
3 農業振興費	123,236	2,350	125,586	600		750	1,000	18 負担金、補助及び交付金 22 償還金、利子及び割引料	1,600 750	08 有害鳥獣対策事業（政策） 600 18 鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金 600 09 農業振興事業 750 22 県補助金等返還金 750 10 農業振興事業（政策） 1,000 18 農水産物活用新商品・新技術開発補助金 1,000
6 水田農業対策費	31,966	11,079	43,045				11,079	18 負担金、補助及び交付金	11,079	03 米政策推進事業（政策） 11,079 18 水田利活用推進事業助成金 11,079
8 農地費	199,194	4,000	203,194	1,500			2,500	14 工事請負費	4,000	10 県単土地改良事業 4,000 14 排水路修繕工事 4,000
計	799,669	21,642	821,311	2,100		750	18,792			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	603,575	△1,107	602,468				△1,107	1 報酬 3 職員手当等 8 旅費 12 委託料	△2,080 △384 △197 1,554	06 消費者支援事業 △1,107 1 会計年度任用職員（消費生活センター相談員）報酬 △2,080 3 会計年度任用職員期末手当 △384 8 会計年度任用職員費用弁償 △170 8 委員等研修旅費 △27 12 消費生活センター業務委託 1,554
3 観光費	142,341	11,297	153,638		8,400		2,897	14 工事請負費	11,297	11 交流センター管理運営事業（政策） 11,297 14 アクティビティ拠点倉庫整備工事 11,297
計	859,174	10,190	869,364		8,400		1,790			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	112,858	△2,841	110,017				△2,841	3 職員手当等	△2,841	01 職員等人件費 △2,841 3 管理職手当 △795
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	---------	--------	--

(款) 9 消防費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 土木総務費)									3 期末手当 $\Delta 1,203$ 3 勤勉手当 $\Delta 843$	
計	112,858	$\Delta 2,841$	110,017				$\Delta 2,841$			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小学校管理費	425,878	224,455	650,333		202,000		22,455	12 委託料 4,180 14 工事請負費 220,275	14 旧下大津小学校解体事業 224,455 12 旧下大津小学校解体工事監理業務委託 4,180 14 旧下大津小学校解体工事 220,275
計	1,988,143	224,455	2,212,598		202,000		22,455		

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2 体育施設管理費	211,065	$\Delta 4,477$	206,588				$\Delta 4,477$	12 委託料 $\Delta 4,477$	06 第1常陸野公園管理運営事業 $\Delta 4,477$ 12 プール監視・管理委託 $\Delta 4,477$
計	257,465	$\Delta 4,477$	252,988				$\Delta 4,477$		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	372 (20) 【 210】	【 302,753】	1,441,963	1,017,827 【 60,464】	2,459,790 【 363,217】	452,618 【 54,994】	2,912,408 【 418,211】
補正前	372 (20) 【 211】	【 304,833】	1,441,963	1,016,983 【 60,848】	2,458,946 【 365,681】	452,618 【 54,994】	2,911,564 【 420,675】
比 較	【△ 1】	【△ 2,080】		844 【△ 384】	844 【△ 2,464】		844 【△ 2,464】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		44,032	330,535	245,303	21,226	25,542	71,060	3,286	51,589	2,297	23,685	5,392	186,517	5,344
補正前		44,032	330,265	245,006	20,948	25,542	71,060	3,286	51,590	2,297	23,685	5,392	186,517	5,344	2,019
比 較			270	297	278				△ 1						

議案第46号

令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,907,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1,000	1,062	2,062
	1 繰越金	1,000	1,062	2,062
歳入合計		3,906,600	1,062	3,907,662

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 支 出 金		1,002	1,062	2,064
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000	1,062	2,062
歳 出 合 計		3,906,600	1,062	3,907,662

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	813,500	0	813,500
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	823,987	0	823,987
4 支払基金交付金	988,247	0	988,247
5 県支出金	551,777	0	551,777
6 財産収入	35	0	35
7 繰入金	706,601	0	706,601
8 繰越金	1,000	1,062	2,062
9 諸収入	10,024	0	10,024
10 介護サービス収入	11,329	0	11,329
歳入合計	3,906,600	1,062	3,907,662

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	100,871	0	100,871				
2 保 険 給 付 費	3,659,391	0	3,659,391				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	120,621	0	120,621				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,679	0	14,679				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	1,002	1,062	2,064				1,062
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,906,600	1,062	3,907,662				1,062

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	1,000	1,062	2,062	1 繰 越 金	1,062	前年度繰越金
計	1,000	1,062	2,062			

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
2 償 還 金	0	1,062	1,062				1,062	22 償還金、利子及び割引料	1,062	01 国庫支出金等返還事業 22 国庫支出金等返還金	1,062 1,062
計	1,000	1,062	2,062				1,062				

議案第47号

令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

議案第48号

令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

議案第49号

令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

議案第50号

令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透



令和 2 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和 3 年 8 月 20 日

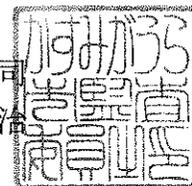
かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 80 号
令和 3 年 8 月 20 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕 司
かすみがうら市監査委員 加 固 豊 治



令和 2 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 2 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和2年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
令和2年度かすみがうら市決算附属書類

第3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減は何か。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 1 1 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 1 2 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第 4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和 2 年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第 5 審査の日程及び実施場所

日程 令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 8 月 20 日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第 1 会議室
霞ヶ浦庁舎 大会議室

第 6 審査の結果

審査に付された令和 2 年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、後述の意見のとおり一層改善努力を要するもののほかは、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されているものと認められた。

基金の運用状況では、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和2年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	25,329,889,480	24,590,847,057	23,868,963,004	721,884,053
特別会計	8,754,395,000	8,445,096,084	8,343,516,423	101,579,661
合 計	34,084,284,480	33,035,943,141	32,212,479,427	823,463,714

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)	
一般会計	24,590,847,057	23,868,963,004	721,884,053	187,208,375	534,675,678	
特別会計	国民健康 保険	4,069,543,857	4,007,899,408	61,644,449	0	61,644,449
	後期高齢 者医療	890,643,108	883,692,991	6,950,117	0	6,950,117
	介護保険	3,484,909,119	3,451,924,024	32,985,095	0	32,985,095
合 計	33,035,943,141	32,212,479,427	823,463,714	187,208,375	636,255,339	

形式収支額は、8億2,346万3,714円、このうち翌年度へ繰越すべき財源1億8,720万8,375円を差し引いた実質収支額は6億3,625万5,339円の黒字となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	25,329,889,480	24,834,978,923	24,590,847,057	97.1%	99.0%
国民健康 保険	4,200,064,000	4,346,275,202	4,069,543,857	96.9%	93.6%
後期高齢者 医療	885,495,000	893,675,608	890,643,108	100.6%	99.7%
介護保険	3,668,836,000	3,525,409,439	3,484,909,119	95.0%	98.9%
合 計	34,084,284,480	33,600,339,172	33,035,943,141	96.9%	98.3%

歳入決算額は330億3,594万3,141円で、予算現額340億8,428万4,480円に対する収入割合は、96.9%となっている。また、調定額336億33万9,172円に対する収入割合は98.3%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	24,834,978,923	24,590,847,057	18,531,643	225,600,223	99.0%
国民健康 保険	4,346,275,202	4,069,543,857	23,950,469	252,780,876	93.6%
後期高齢者 医療	893,675,608	890,643,108	671,300	2,361,200	99.7%
介護保険	3,525,409,439	3,484,909,119	21,496,510	19,003,810	98.9%
合 計	33,600,339,172	33,035,943,141	64,649,922	499,746,109	98.3%

調定額は336億33万9,172円で、収入済額は330億3,594万3,141円であり、不納欠損額は6,464万9,922円、収入未済額は4億9,974万6,109

円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,575,425,141	2,466,606,360	7,488,824	101,329,957
	固定資産税	2,815,712,738	2,708,505,706	10,125,882	97,081,150
	軽自動車税	146,800,825	131,664,069	916,937	14,219,819
	児童福祉費 負担金	78,060,250	77,043,150	0	1,017,100
	雑 入	576,179,436	564,227,239	0	11,952,197
会計小計				18,531,643	225,600,223
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,201,892,487	925,648,075	23,950,469	252,293,943
	雑 入	4,634,614	4,147,681	0	486,933
会計小計				23,950,469	252,780,876
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	387,679,000	384,646,500	671,300	2,361,200
会計小計				671,300	2,361,200
介護保険 特別会計	介護保険料	823,623,580	783,268,710	21,496,510	18,858,360
	雑 入	10,231,183	10,085,733	0	145,450
会計小計				21,496,510	19,003,810
合 計				64,649,922	499,746,109

不納欠損額は6,464万9,922円で、主なものは、国民健康保険税2,395万469円、介護保険料2,149万6,510円、固定資産税1,012万5,882円、

市民税 748 万 8,824 円である。

収入未済額は 4 億 9,974 万 6,109 円で、主なものは、国民健康保険税 2 億 5,229 万 3,943 円、市民税 1 億 132 万 9,957 円、固定資産税 9,708 万 1,150 円である。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	25,329,889,480	23,868,963,004	683,399,815	777,526,661	94.2%
国民健康保険 特別会計	4,200,064,000	4,007,899,408	0	192,164,592	95.4%
後期高齢者 医療特別会計	885,495,000	883,692,991	0	1,802,009	99.8%
介護保険 特別会計	3,668,836,000	3,451,924,024	0	216,911,976	94.1%
合 計	34,084,284,480	32,212,479,427	683,399,815	1,188,405,238	94.5%

歳出決算額は 322 億 1,247 万 9,427 円で、予算現額 340 億 8,428 万 4,480 円に対する執行率は 94.5%となっている。

翌年度への繰越額は 6 億 8,339 万 9,815 円で、不用額は 11 億 8,840 万 5,238 円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和2年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 245 億 9,084 万 7,057 円で調定額に対する収入率は 99%となっている。歳出決算額は 238 億 6,896 万 3,004 円で予算額に対する執行率は 94.2%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）7 億 2,188 万 4,053 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 8,720 万 8,375 円を控除した実質収支額は 5 億 3,467 万 5,678 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.3%、法人市民税 99.8%、固定資産税 98.8%、軽自動車税 96.5%となっているが、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 26.7%、法人市民税 34.4%、固定資産税 30.3%、軽自動車税 23.9%となっている。

また、令和2年度において、個人市民税 718 万 7,853 円、法人市民税 30 万 971 円、固定資産税 1,012 万 5,882 円、軽自動車税 91 万 6,937 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 40 億 6,954 万 3,857 円で調定額に対する収入率は 93.6%となっている。歳出決算額は 40 億 789 万 9,408 円で予算額に対する執行率は 95.4%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 6,164 万 4,449 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 92.4%、後期高齢者支援金分 92.1%、介護納付金分 88.4%となっているが、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 22.0%、後期高齢者支援金分 21.8%、介護納付金分 22.1%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 18.4%、後期高齢者支援金分 18.9%、介護納付金分 22.6%となっている。

なお、令和2年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,339 万 9,401 円、退職被保険者等国民健康保険税 55 万 1,068 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 8 億 9,064 万 3,108 円で、調定額に対する収入率は 99.7%となっている。歳出決算額 8 億 8,369 万 2,991

円で予算額に対する執行率は99.8%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は695万117円となっている。

なお、令和2年度において67万1,300円の不納欠損処分が行なわれている。

（6）介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額34億8,490万9,119円で調定額に対する収入率は98.9%となっている。歳出決算額は34億5,192万4,024円で予算額に対する執行率は94.1%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は3,298万5,095円となっている。

なお、令和2年度において2,149万6,510円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和2年度0.61、令和元年度0.61、平成30年度0.61、平成29年度0.61、平成28年度0.61と、横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和2年度は94.2%で、前年度の97.5%と比べ、3.3%減少している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和2年度は94.1%で、前年度92.6%に比べ、1.5%増加している。

なお、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は89.2%で、前年度88.0%と比べ、1.2%増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

令和2年度は4.8%で、前年度の4.6%と比べ、0.2%増加している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

令和2年度は9.3%で、前年度の9.5%と比べ、0.2%減少している。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、加茂地内の土地の払下げ等により 500 m²減少したことにより、令和2年度末現在高は 1,349,851 m²となっている。

建物の延床面積は、旧霞ヶ浦高齢者センター施設の解体等により 149 m²減少したことにより、令和2年度末現在高は 129,825 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は 80,419 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、年度中に 70 万円増加したことにより、令和2年度末現在高は 8,076 万 7,000 円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入で7台の増、廃車で3台の減により、令和2年度末現在高は 144 台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など 13 の基金がある。前年度末現在高は 74 億 5,066 万 7,812 円であったが、年度内に地域づくり基金など 9 つの基金で 3 億 7,083 万 5,712 円増加している一方、財政調整基金など 4 つの基金で 6 億 3,516 万 71 円減少したことにより、令和2年度末の現在高は 71 億 8,634 万 3,453 円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通じた意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和2年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は4.8%である。また、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については9.3%（対前年度比0.2%減）である。将来負担比率については45.6%（対前年度比12.1%減）と、ともに早期健全化基準を下回っており財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて1.5%増加し94.1%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努め、また、柔軟な施策により歳入を確保するなどして財政構造の弾力性の確保に努められたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億2,560万223円（対前年度比3.5%減）、特別会計で2億7,414万5,886円（対前年度比7.8%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税1億132万9,957円、固定資産税9,708万1,150円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で2億5,229万3,943円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、茨城租税債権管理機構の活用、木曜日延長窓口納税相談の実施、コンビニ納付や口座振替の実施、また、スマートフォン決済アプリによる納付の導入、差押財産の公売などの滞納処分実施、三課合同滞納整理など鋭意努力されていることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、負担の公平の原則に基づき貴重な自主財源の確保のため、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

前述のとおり、収入未済額の縮減に努められているところではあるが、今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力されたい。

(2) 不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 1,853 万 1,643 円、特別会計で 4,611 万 8,279 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 718 万 7,853 円（対前年度比 30.9%減）、固定資産税 1,012 万 5,882 円（対前年度比 8.1%増）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,395 万 469 円（対前年度比 17.7%減）、介護保険料 2,149 万 6,510 円（対前年度比 89.5%増）などとなっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると認められるが、不納欠損額は依然として多額である。今後とも更なる縮減に向けて慎重かつ厳正に対応することを望むものである。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 3 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 5 億 5,522 万 815 円、同会計継続費繰越で 1 億 2,817 万 9,000 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

イ 不用額について

これまで、「会計年度独立の原則」により、他の自治体と同様に、極力、不用額は出さない、いわゆる「使いきり予算」が励行されてきたものとする。

しかし、新型コロナウイルス禍により、これまでどおりの歳入を確保することが困難な状況が見込まれ、従前どおりの予算執行を行った場合に、經常事業に要する予算不足が懸念される場所である。

このような状況に鑑み、経済が回復するまでの当面の間は、従前の「使いきり予算」の予算執行は行わず、経費を削減するなどにより、積極的に不用額をねん出し、翌年度以降の財源に利用するという財政運営への転換も必要になるものとするので、検討されたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における令和 2 年度の実質収支比率は 4.8%と、前年度より 0.2%増加している。その額は、5 億 3,467 万 5,678 円（前年度 4 億 9,539 万 580 円、前々年度 9 億 6,347 万 3,978 円）と極めて高い額となっている。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、引き続き市補助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

なお、昨年も指摘した、団体補助金の実績報告書の様式が違っていることについては、改善されていないことから、改善を求めるものである。

(5) 基金の管理運用について

基金については、基金の設置目的に従い管理運用されており、関連する法令等に基づいて適切に管理されていると認められる。

なお、金利低下により運用の利回りは低下しており、このような状況下において限られた資金の有効かつ効果的な運用を図ることは非常に重要である。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、また、基金のリスク管理には十分注意を払っていただきたい。

第 10 章 むすび

一昨年末に始まった新型コロナウイルス感染症に対する決定打とされたワクチン接種が徐々に進んでいるものの、変異株の感染拡大がさらにすすみ、国民の生命が脅かされている。

このような状況のなか、国は、コロナ禍で疲弊した経済を打開すべく、困窮した国民に対する財政出動を打ち出してはいるが、その財源についての議論は一向に進まず、確たる根拠のない日本経済が移ろいながら流れている状況である。

本市においても、コロナ禍で振るわない産業活動により、新年度予算では約 3 億円の市税の減収を見込んでおり、申告額確定による更なる減収が懸念される場所である。

このような状況を勘案すれば、昨年も指摘したとおり、当面の間、本市の歳入は、かつてない厳しい状況に置かれることは想像に難くない。

最後に、市執行部は緊急事態において厳しい財政運営が求められるが、市の発展と健全な経営に資するべく、引き続き、「使い切り予算」を廃し、不要不急な支出を控え、「費用対効果」と「選択と集中の理念」を念頭に置いた、柔軟かつ積極的な行財政運営に努めることにより、職員一丸となって、この難局を乗り越えて行っていただくようお願いしたい。

議案第51号

令和2年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

令和2年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

議案第 5 2 号

令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について

令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透



令和 2 年度

かすみがうら市公営企業会計
決算審査意見書

令和 3 年 8 月 20 日

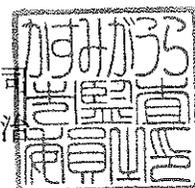
かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 81 号
令和 3 年 8 月 20 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕
かすみがうら市監査委員 加 固 豊



令和 2 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 2 年度かすみがうら市水道事業会計及び令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和2年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和2年度かすみがうら市水道事業会計決算

令和2年度かすみがうら市下水道事業会計決算

第3 審査の着眼点

- 1 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか。
- 2 収益に対応する費用は計上されているか。
- 3 勘定科目の区分は適正か。
- 4 経常損益と特別損益の区分は適正か。
- 5 営業損益と営業外損益の区分は適正か。
- 6 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか。
- 7 未払金は発生事実に基づき適正に計上されているか。
- 8 経営活動は、合理的かつ能率的に行われているか。
- 9 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和2年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和2年度下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業会計並びに下水道事業会計の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和3年6月1日から令和3年8月20日まで

場所 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和2年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和2年度かすみがうら市下水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、会計処理が適正に行われているものと認められた。

第7 審査の概要

1 水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	増減比	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	42,060	△207	41,483	△577	40,951	△532
年度末給水人口	人	40,240	50	39,600	△640	38,838	△762
普及率	%	95.6	0.5	95.4	△0.2	94.8	△0.6
年間総配水量	m ³	4,352,519	3,218	4,359,976	7,457	4,608,124	248,148
年間総有収水量	m ³	3,769,812	15,564	3,756,604	△13,208	3,846,740	90,136
有収率	%	86.6	0.3	86.2	△0.4	83.5	△2.7
一日一人平均給水量	ℓ	256	0	259	3	271	12

令和2年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和2年度末の普及状況は、給水人口38,838人、普及率94.8%となっている。

令和元年度との比較においては、給水人口は762人の減少、普及率は0.6%の減少となっている。

年間総配水量は4,608,124 m³となっており248,148 m³(5.7%)の増加、年間総有収水量は3,846,740 m³となっており90,136 m³(2.4%)の増加、有収率は83.5%となり2.7%減少している。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における、水道事業収益は9億8,950万6,540円(税抜)で対前年度と比較し2,132万5,997円の増加となった。

水道事業費(支出)は9億1,766万8,541円(税抜)で前年度と比較すると、254万8,716円の減少となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益8億8,919万2,688円(税抜)、営業外収益9,745万9,422円(税抜)となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の89.9%を占めている。その中で最も主要な給水収益は8億3,955万6,207円で、前年度と比較すると1,461万5,215円、1.77%増加している。

次に、水道事業費は営業費用(支出)が8億4,983万650円で前年度と比較すると827万3,588円の減少となった。その主な要因は、原水及び浄水費等が増加したものの、総係費や資産減耗費等が減少したことによる。

営業外費用は6,762万6,920円(税抜)の決算となっており、前年度と比較すると617万8,651円の増加となった。その要因は、支払利息が減少したものの、諸支出金が増加したことによる。

以上のことにより、令和2年度の純利益は7,183万7,999円となり、前年度と比較すると2,387万4,713円の増加となった。

また、令和2年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円(対前年度比増減なし)を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が6,298万6,000円(税抜)で、支出は3億6,672万2,685円(税抜)である。収入は企業債及び工事負担金である。支出は、建設改良費が1億524万7,421円(税抜)と企業債償還金2億6,147万5,264円(税抜)である。資本的収入(税込)が資本的支出(税込)に対し不足する額3億1,219万720円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填している。

(3) キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入(キャッシュ・フロー)を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億2,979万83円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは9,436万1,421円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは2億1,100万5,264円のマイナスである。

また、令和2年度末の資金残高は8億8,078万4,992円となり、前年度末より2,442万3,398円増加となった。

業務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金で、投資活動や企業債の償還などの財務活動を行っていることが分かる。

(4) むすび

一昨年暮れからの新型コロナウイルス感染症拡大を背景として、「ライフライン」としての水道の役割は、以前にも増して重要なものに位置付けられている。

本市の人口は、年々減少の一途をたどっており、それに伴い給水人口も減少傾向にある。令和2年度において一過性の給水量の増加はあったものの、全国的に見ても水道事業は、これまで経験したことのない大規模更新・再構築の時期を迎えようとしており、給水収益の増加が見込めない中、施設の老朽化に伴う配水施設の更新や修繕、災害時の安定供給のための整備を年次的に行わなければならない状況にある。

水道事業を持続可能なものとするためには、下水道事業と同様に、中長期的な視点に立った施設整備・更新需要の見通しについて検討し、着実な更新投資を行う必要がある。

そのためにも、資産管理の重要性を十分認識し、適切な「自己診断」に基づき資産管理水準の継続的向上を図り、更新投資を着実に実施することが必要である。

人口減少による料金収入の減少等の社会情勢の変化に適切に対応すべく、中長期的な視点に立って施設の更新計画を策定し、必要に応じて様々な資金調達方法を活用しつつ自己資金確保を計画的に行い、着実に更新が行なわれるようお願いしたい。

また、年間総配水量に占める年間総有収水量の率「有収率」は83.5%で、前年度よりも下がっていることから、引き続き有収率の向上により経費削減を図られるよう努められたい。(令和2年度83.5%、令和元年度86.2%、平成30年度86.6%、平成29年度86.3%、平成28年度86.0%)

2 下水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	平成 30 年度	令和元年度		令和 2 年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	42,060	41,483	△577	40,951	△532
処理区域内人口	人	33,433	33,014	△419	32,669	△345
水洗化人口	人	30,695	30,420	△275	30,295	△125
普及率	%	79.5	79.6	0.1	79.8	0.2
水洗化率	%	91.8	92.1	0.3	92.7	0.6
年間総排水量	m ³	3,266,131	3,629,191	363,060	3,743,894	114,703
年間総有収水量	m ³	2,920,934	2,915,984	△4,950	3,020,040	104,056
有収率	%	89.4	80.3	△9.1	80.7	0.3

令和 2 年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和 2 年度末の普及状況は、水洗化人口 30,295 人、水洗化率は 92.7%となっている。

令和元年度との比較においては、水洗化人口 125 人の減少、水洗化率は 0.6%の増加となっている。

年間総排水量は 3,743,894 m³となっており 114,703 m³の増加、年間総有収水量は 3,020,040 m³となっており 104,056 m³の増加、有収率は 80.7%となり 0.3%増加している。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における、下水道事業収益は 14 億 3,001 万 8,819 円(税抜)で対前年度と比較し、2 億 2,364 万 7,433 円の減少となった。

下水道事業費用(支出)は 13 億 7,451 万 5,862 円(税抜)で前年度と比較すると 3,737 万 8,903 円の減少となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の下水道事業収益については、営業収益 3 億 9,866 万 258 円(税抜)、営業外収益 10 億 3,135 万 8,561 円(税抜)となっている。

次に、下水道事業費用(支出)は営業費用が 12 億 1,167 万 5,207 円(税抜)で、前年度と比較すると 4,573 万 1,910 円の増加となった。その主な要因は、総係費等が減少したものの、農業集落排水処理施設費や流域下水道維持管理費等が増加したことによる。

営業外費用は 1 億 6,281 万 8,765 円(税抜)となり、前年度と比較すると 970 万 6,297 円の増加となった。その要因は、支払利息が減少したもの

の、消費税が増加したことによる。

以上のことにより、令和2年度の純利益は5,550万2,957円となり、前年度と比較すると1億8,626万8,530円の減少となった。

また、下水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金5億4,364万3,000円を受け全額減価償却費に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が4億6,225万6,270円（税抜）で、支出は7億6,971万638円（税抜）である。収入は、企業債、負担金及び分担金、他会計補助金、国庫補助金である。支出は、建設改良費4,444万6,835円（税抜）と企業債償還金7億2,526万3,803円（税抜）である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額3億1,114万8,958円は、消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填している。

（3）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億1,876万2,429円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは2億9,400万9,435円のプラスである。財務活動によるキャッシュ・フローは6億146万3,803円のマイナスである。

このことにより、令和2年度末の資金残高は、7,623万5,090円となり、前年度より1,130万8,061円増加となった。

業務活動及び投資活動によるキャッシュ・フローがプラスで、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金や投資活動による他会計からの補助金などにより、財務活動による企業債の償還を行っていることが分かる。

（4）むすび

歴史的に見ても、下水道は、疫病のまん延防止のために重要な役割を担ってきた歴史があり、新型コロナウイルスのまん延防止の観点からも、下水道による衛生環境の保持が重要なものとなっている。

令和2年度末における本市の下水道普及率は79.8%に達し、平成元年度末の全国の普及率も79.7%であるように、今や下水道のある暮らしが当たり前になっている。

下水道施設の急速な老朽化が見込まれる一方、中長期的に見れば、本格的な人口減少社会の到来による使用料収入の減少によって財政状況は硬直化しており、インフラ投資への余力は減退傾向にある。

このことから、本市においても下水道施設のライフサイクルコストを見据えた「ストックマネジメント」への取り組みが行われているとのことであった。

今後、予算が制約される中でも増大していく改築需要に対応すべく、施設全体の管理を最適化した長寿命化への取り組みにより、下水道事業の持続性を高めつつ、サービスの向上が図られることを期待する。

なお、年間総排水量に占める年間総有収水量の率「有収率」は80.7%で、前年度よりも0.3%上がってはいるが、引き続き的確に原因を調査し、有収率の向上により経費削減を図るよう努められたい。(令和2年度80.7%、令和元年度80.3%、平成30年度89.4%)

議案第53号

令和2年度新治地方広域事務組合歳入歳出決算の認定について

令和2年度新治地方広域事務組合歳入歳出決算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

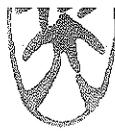


令和 2 年度

新治地方広域事務組合一般会計
歳入歳出決算審査意見書

令和 3 年 8 月 20 日

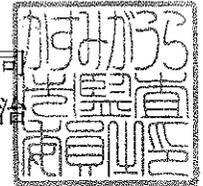
かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 82 号
令和 3 年 8 月 20 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕 司
かすみがうら市監査委員 加 固 豊 治



令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 292 条の規定に基づき、地方自治法施行令第 5 条第 3 項を準用し審査に付された、令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の種類

地方自治法第 292 条の規定に基づき、地方自治法施行令第 5 条第 3 項を準用し審査を付された決算審査

第 2 審査の対象

令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算

第 3 審査の着眼点

一般会計歳入歳出決算書等について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか、解散に伴う清算事務が適正に処理されているかを主眼とした。

第 4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、解散に伴う清算事務について、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第 5 審査の日程及び実施場所

日程 令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 8 月 20 日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第 1 会議室

第 6 審査の結果

審査に付された令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び

証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められた。

また、予算の執行及び解散に伴う清算事務は、適正に処理されているものと認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和2年度における歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
604,280,000	591,109,052	525,808,813	65,300,239

(2) 決算収支内訳

決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

歳入 ①	歳出 ②	形式収支 ③ (①-②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③-④)
591,109,052	525,808,813	65,300,239	0	65,300,239

形式収支額は、6,530万239円、このうち翌年度へ繰越すべき財源は0円で、実質収支額は同額の6,530万239円の黒字となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
分担金及び 負担金	423,705,000	423,705,000	423,705,000	100%	100%
使用料及び 手数料	110,894,000	101,317,800	101,317,800	91.4%	100%
繰越金	31,789,000	31,787,746	31,787,746	99.9%	100%
諸収入	37,892,000	34,298,506	34,298,506	90.5%	100%
合計	604,280,000	591,109,052	591,109,052	97.8%	100%

歳入決算額は5億9,110万9,052円で、予算現額6億428万円に対する

収入割合は、97.8%となっている。また、調定額5億9,110万9,052円に対する収入割合は100%となっている。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
議会費	1,536,000	468,000	0	1,068,000	30.5%
総務費	49,585,000	46,090,572	0	3,494,428	93.0%
民生費	26,948,000	22,388,234	0	4,559,766	83.1%
衛生費	520,211,000	456,862,007	0	63,348,993	87.8%
予備費	6,000,000	0	0	6,000,000	0%
合計	604,280,000	525,808,813	0	78,471,187	87.0%

歳出決算額は5億2,580万8,813円で、予算現額6億428万円に対する執行率は87.0%となっている。

翌年度への繰越額は0円で、不用額は7,847万1,187円となっている。

第8 実質収支に関する調書

令和2年度決算における実質収支額は、歳入総額5億9,110万9,052円から歳出総額5億2,580万8,813円を差し引いた、6,530万239円となった。

なお、解散に伴いかすみがうら市と石岡市で締結された「かすみがうら市、石岡市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」に基づき、かすみがうら市は、解散後の決算事務を承継しており、令和2年度の決算剰余金については、令和3年度への収入事務が終了している。

また、決算剰余金は協定書の割合に応じてかすみがうら市及び石岡市の返還金をそれぞれ算出のうえ、石岡市分は石岡市へ返還することになっている。

返還金の割合については、民生 均等割20%、人口割80%、衛生 均等割10%、人口割90%とされている。(均等割はかすみがうら市2/3、石岡市が1/3で負担。人口割は令和元年9月30日の2市の人口により算出。ただし、石岡市の人口は旧八郷町の区域に限るものとする。)

第9 財産に関する調書

1 土地、建物

公有財産の土地は、年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は36,727.73㎡となっている。

建物の延面積は、年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は8,478.82㎡となっている。

なお、令和2年度末に所有する土地、建物については、かすみがうら市と石岡市で締結された「かすみがうら市、石岡市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」に基づき、令和3年4月1日に、全てかすみがうら市に承継している。

2 物品

物品は年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は連絡車3台、ダンプ4台、パワーショベル1台、ホイールローダー3台、クレーン付トラック1台、フォークリフト2台、清掃車1台の合計15台となっている。

なお、令和2年度末に保有する物品については、かすみがうら市と石岡市で締結された「かすみがうら市、石岡市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」に基づき、令和3年4月1日に、全てかすみがうら市が承継している。

第10 審査意見

新治地方広域事務組合は、昭和46年8月に土浦石岡地方広域市町村圏設定となり、昭和49年6月に新治地方環境衛生組合が設立された。その後、昭和52年2月に新治地方広域事務組合と改称し、約半世紀にわたり広域的な環境行政の一翼を担い住民の衛生的で快適な日常生活を支えてきたが、効率的かつ安定的な廃棄物処理を目的に、令和3年4月1日に霞台厚生施設組合へ移行することに伴い、令和3年3月31日をもって当組合は解散となった。

今後は、新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書に基づき、適正な事務の執行と令和3年4月1日に稼働した霞台クリーンセンターみらいが住民の福祉増進のために効果的な活用が図られるよう望むものである。

議案第54号

ごみ焼却施設等解体工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 工 事 名 ごみ焼却施設等解体工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 上佐谷及び五反田 地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額 1, 276, 314, 600円
- 5 契 約 の 相 手 方 鴻池・飯田特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県つくば市桜1丁目20番1号
株式会社 鴻池組 茨城営業所
所長 伊藤 真二
構成員 茨城県かすみがうら市加茂3295
株式会社 飯田興業
代表取締役 飯田 英治

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法 第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法 第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</p>

かすみがうら市手数料条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	金額 (円)	区分	手数料の種類	単位	金額 (円)
(略)				(略)			
住所及び 身分の証 明等に関 する手数 料	(略) 認可地縁団体 印鑑登録に関 する証明の交 付	1件	300	住所及び 身分の証 明等に関 する手数 料	(略) 認可地縁団体 印鑑登録に関 する証明の交 付	1件	300

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する手数料	個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件	800	戸籍法に基づく証明等に関する手数料 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明の交付 (略)	1通	450
	戸籍法に基づく証明等に関する手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明の交付 (略)	1通		450	(略)
(略)						

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法 第19条第10号 に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法 第19条第11号 に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
(特定個人情報の提供)	(特定個人情報の提供)

<p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項の更新を受けないことにより失効した者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、申込者から申込みの際、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき10,000円</p> <p>(2) 国・県道の占用書類作成及び申請をするとき 1回につき3,000円</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、申込者から申込みの際、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき、又は法第25条の3の2第1項の更新をするとき 1件につき10,000円</p> <p>(2) 国・県道の道路占用申請をするとき 1回につき3,000円</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>